

## パフォーマンスサポート事業補助金交付要項

### 1 目的

国民スポーツ大会で活躍が期待される選手やターゲットエイジの選手等が安心して競技に取り組めるよう、アスレティックトレーナー及び栄養士の派遣を行い、競技団体のスポーツメディカル分野からの強化体制を充実させ、競技力向上を図る。

### 2 補助対象

スポーツメディカル分野からの強化体制の充実を図るため、国民スポーツ大会等に向けた強化練習会等に参加するアスレティックトレーナー及び栄養士に対する支援。（年間を通して継続的に実施すること。）

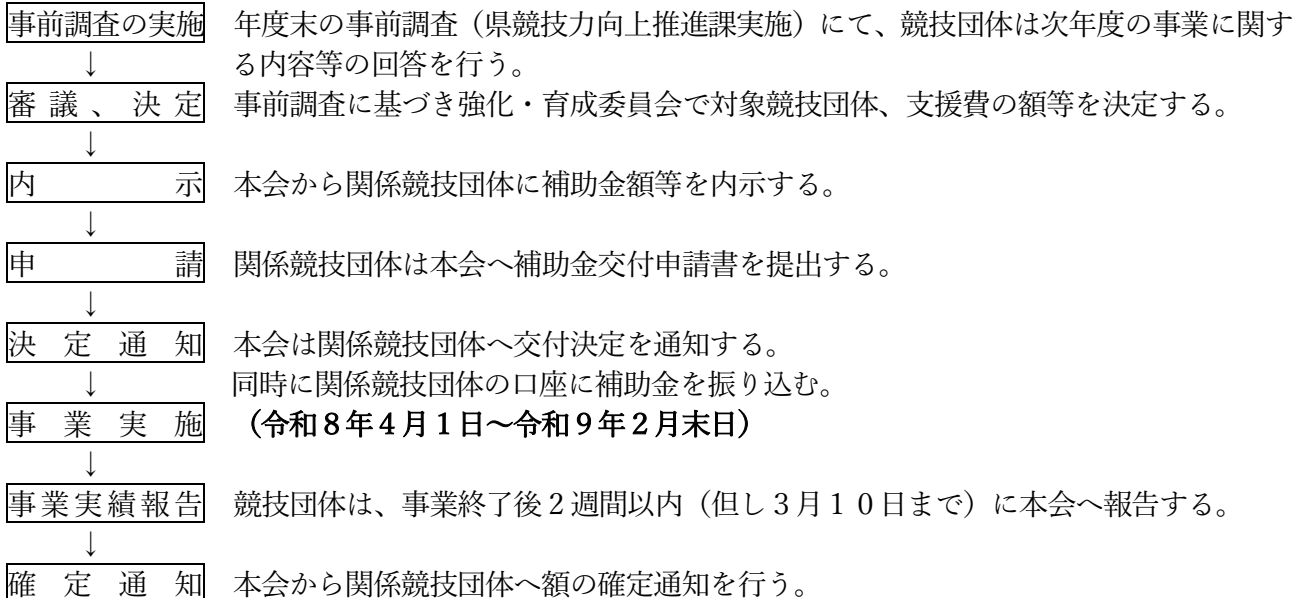
### 3 補助対象者

- (1) 各競技に専属または配置された JSPO 公認アスレティックトレーナー及び県認定アスレティックトレーナーを活用する競技団体
- (2) 各競技が専属で配置しているトレーナー（柔道整復師等を含む）を活用する競技団体
- (3) JSPO 公認栄養士又は県栄養士会認定栄養士を活用する競技団体

### 4 補助対象経費

- (1) 交通費 アスレティックトレーナー及び栄養士の交通費
- (2) 宿泊費 アスレティックトレーナー及び栄養士の宿泊費
- (3) 報償費 アスレティックトレーナー及び栄養士のトレーナーの活動に伴う謝礼（1回10,000円）

### 5 事務手続き



6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和 6年 4月1日一部改正

令和 7年 4月1日一部改正

令和 8年 4月1日一部改正